工事担任者規則の一部を改正する省令

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の表ＤＤ第二種の項中「毎秒百メガビット」の下に「（主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒一ギガビット）」を加え、同表ＤＤ第三種の項中「毎秒百メガビット以下のもの」を「毎秒一ギガビット以下」に、「インターネット接続のための回線」を「インターネットに接続するための回線に係るもの」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（試験を免除する場合の手数料）

第十四条の二　電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の総務省令で定める額は、試験科目の全部について試験を免除する場合にあつては五、六〇〇円とし、試験科目のうちの一部の科目について試験を免除する場合にあつては八、七〇〇円とする。

第十五条中「前条」を「第十四条」に改める。

別表第四号ＤＤ第一種の項中「毎秒100メガビット」の次に「（主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒１ギガビット）」を加え、同表ＤＤ第二種の項中「毎秒100メガビット以下の主としてインターネット接続のための回線」を「毎秒１ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るもの」に改め、同表ＡＩ・ＤＤ総合種の項中「毎秒100メガビット」の次に「（主としてインターネットに接続するための回線にあつては、毎秒１ギガビット）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にＤＤ第二種若しくはＤＤ第三種の資格者証の交付を受けている者又はＤＤ第二種若しくはＤＤ第三種の試験に合格し、養成課程を修了し、若しくは第四章に規定する認定を受け、かつ、この省令の施行の日後に資格者証の交付を受ける者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は、この省令による改正後の工事担任者規則（以下「新規則」という。）第四条に規定する工事の範囲とする。

3　新規則第十条の規定の適用については、この省令の施行の日前におけるデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒百メガビットを超え一ギガビット以下の主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。）の実務経歴の期間は、ＤＤ第一種、ＤＤ第二種又はＡＩ・ＤＤ総合種の端末設備の接続のための技術及び理論の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間（デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事に係るものに限る。）に通算することができる。

4　この省令の施行の日前に申請の行われた工事担任者試験の手数料の額については、なお従前の例による。

告　示

○法務省告示第三十二号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年二月九日から効力を生ずる。

平成二十五年一月二十三日

法務大臣　谷垣　禎一

京都府宇治市長

○外務省告示第二十六号

平成二十四年十二月十九日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十七年三月二十九日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったウルブル地熱発電所建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十六年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十五年一月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○国土交通省告示第六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道470号新設工事（能越自動車道「七尾氷見道路」新設工事・石川県七尾市小池川原町地内から同市矢田町壱七号雀端地内まで、同市東浜町壱地内から富山県氷見市中波字瀧ケ峯地内まで及び同市宇波地内から同市宇波字吉田地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　石川県七尾市小池川原町、小池川原町ハ、小池川原町四山、小池川原町ホ、古城町エ、古屋敷町ト、古屋敷町チ、古屋敷町ヘ、古屋敷町リ、古屋敷町ヌ、古屋敷町ヲ、古城町ロ、古城町ハ、古城町ニ、古城町川清水、古屋敷町川畦、古屋敷町レ、古屋敷町ソ、竹町ネ、矢田町甲、矢田町壱九号鉄砲山、矢田町弐〇号鉄砲山、矢田町弐壱号鉄砲山、矢田町弐弐号七株田、矢田町壱七号雀端、東浜町壱、東浜町白助、東浜町ケ、東浜町コ、東浜町フ、東浜町善間谷内、東浜町エ、大泊町壱参、大泊町マ、大泊町壱八、大泊町壱九、大泊町崎谷、大泊町弐五、大泊町弐七、大泊町イ、大泊町泊、大泊町ツ、大泊町ケ、大泊町伊豆穴、大泊町リ、大泊町ヌ、大泊町藤巻、大泊町ヲ、大泊町ヨ及び大泊町ロ地内

富山県氷見市脇字円山及び字上野、中波字上野、字後山、字女子及び字瀧ケ峯、宇波、宇波字吉田及び字上野、白川並びに白川字川下地内

2　使用の部分　石川県七尾市小池川原町、小池川原町円山、小池川原町ホ、古城町エ、古屋敷町ト、古屋敷町チ、古屋敷町ヘ、古屋敷町リ、古屋敷町ヌ、古屋敷町ヲ、古屋敷町川畦、古屋敷町レ、竹町ネ、矢田町甲、矢田町弐〇号鉄砲山、矢田町弐弐号七株田、大泊町マ、大泊町壱八、大泊町崎谷、大泊町弐五、大泊町イ、大泊町伊豆穴、大泊町ヌ、大泊町藤巻、大泊町ヲ、大泊町ヨ及び大泊町ロ地内

富山県氷見市脇字円山及び字上野、中波字上野、字後山、字女子及び字瀧ケ峯、宇波、宇波字吉田並びに白川地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、石川県七尾市千野町ほか地内の七尾インターチェンジ（仮称）から富山県氷見市宇波字吉田地内の灘浦インターチェンジまでの延長20.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道470号新設工事（能越自動車道「七尾氷見道路」新設工事）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

（1）得られる公共の利益

一般国道470号（能越自動車道。以下「本路線」という。）は、輪島市を起点とし、七尾市、氷見市、高岡市等を経由して砺波市に至る延長約100kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する石川県七尾市及び富山県氷見市（以下「本件地域」という。）は、ブリ、カキ等の漁業が盛んな地域であり、水揚げされた水産品は関東、関西方面等に出荷されている。

本件地域には、物流等を担う幹線道路として一般国道160号があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間があるほか、自然災害による通行止めが行われるなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。